(趣旨)

第1条 この基準は、山口市の公有財産の有効活用を図るため、自動販売機(以下「自販機」という。)を行政財産に設置する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。ただし、指定管理者に管理運営の委任を行っている財産はこの基準の対象としない。

(定義)

- 第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1) 自販機 代金を入れると、自動的に飲料水等の商品が得られる機械をいう。
 - (2) 自販機販売管理者 市との契約に基づき、その自販機により、飲料水等を自らの 責任において販売する者をいう。

(自販機設置の方法)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号以下「法」という。)第238条の4第 2項第4号の規定により、本市の行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設 並びにこれらの敷地について、その床面積又は敷地に余裕がある部分を自販機販売管 理者に貸し付ける方法により行うものとする。

(契約の相手方の選定方法)

第4条 自販機販売管理者の選定については、法234条により、競争入札によるものとする。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項の各号のいずれかに該当する場合は随意契約とすることができる。

(予定価格)

第5条 予定価格は山口市土地建物使用料、貸付料算定要綱(平成17年山口市要綱)

による貸付料、近隣地域の貸付事例、及び想定される売上金額等に基づき算定するものとする。

(賃貸借契約書の締結及び賃貸借期間)

- 第6条 自販機の設置に係る前条により選定した自販機販売管理者との契約(以下「契約」という。)は、自動販売機設置契約書(様式1)により行うものとする。
- 2 契約の期間は、原則として3年とする。

(財務規則の規定の遵守)

- 第7条 契約の担当者は、前3条に規定する選定から契約締結に至る手続を行うに当たっては、山口市財務規則(平成17年山口市規則第44号)に従わなければならない。 (電気料金)
- 第8条 契約により設置した自販機に係る電気料金は、自販機販売管理者の負担とする。 この場合において、当該電気料金の算定は、自販機販売管理者が子メーターを当該自 販機に設置した上で、山口市土地建物使用料、貸付料算定要綱第13条第2項の規定 に従い行うものとする。

(売上報告)

第9条 自販機販売管理者は、財産管理者が指定する期日までに自動販売機売上報告書 (様式2)により自販機の売上金額を財産管理者に報告しなければならない。

附則 この基準の適用は、平成23年3月10日から施行する。